

令和2年4月13日

福島地方環境事務所の入札案件における新型コロナウイルス感染症拡大に係る
緊急事態宣言への対応について

支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長

標記について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令により、一定期間、不要不急の外出自粛の要請等がなされたことから、以下のとおり対応することとします。なお、今後の状況次第で取扱いを変更する場合がありますので、ご了承ください。

<提出方法を変更可とする書類>

1. 現在公告中の令和2年度契約案件について

福島地方環境事務所では入札公告において、各申請書等については原則書面による提出（持参又はFAX）での対応としておりましたが、書面による提出だけでなく、電子データによる提出についても認めます。

①質問書

- ・電子メール(FUKUSHIMA-SAISEI@env.go.jp)での送信も可とする*1

②業務請負条件書類及び提案書

- ・電子メールでの送信も可とする
- ・DVD-ROM等に保存しての持参又は郵送も可とする*2
- ・電子調達システム上での提出も可とする*3

*1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）
電子メールを送信した際は、必ず契約担当部署に電話連絡すること。

*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

*3 電子調達システムのデータ上限は10MB。

○上記①はエクセル形式、②電子ファイルはPDF形式とする。

2. 入札書の提出方法について

福島地方環境事務所では入札時において、入札書の提出は電子調達システム又は紙(持参)による入札を行っておりますが、紙による入札の場合、持参の提出だけでなく、郵送による提出についても認めます。

①入札書

- ・電子調達システムによる入札(従来のとおり)
- ・紙持参による入札(従来のとおり)
- ・開札日の1営業日前までに郵送による入札も可とする*4 *5

*4 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

*5 「電子入札案件の紙入札方式での参加について」等の申請時に、
「持参」又は「郵送」と明記すること。